

業 務 仕 様 書

1. 事業の趣旨

本年、我が国はペルー、イラン、メコン地域諸国（カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス）とそれぞれ交流の節目となる年を迎える。これを記念し、これまで我が国とこれらの国々との間で行われてきた文化遺産保護の分野における協力・交流をテーマとしたシンポジウム等を実施することで、これまでの協力・交流の諸活動の再評価を行うとともに、文化遺産分野におけるこれらの国々との今後の協力関係の深化と発展を目指す。

2. 事業内容

(1) 対象国・地域

ペルー、イラン、メコン地域諸国（カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス）のいずれかの国。なお、中心とする相手国が右のとおりであれば、その他の国や地域の参加等を妨げるものではない。

(2) 内容

下記①及び②のとおり。なお、他の関係機関・関連事業との連携も可能とする。

① 文化遺産保護の分野における協力・交流をテーマにしたシンポジウム等の企画・運營業務

以下の日程等により、（ア）及び（イ）までの業務を実施する。

日程：令和2年2月までの期間

場所：日本及び対象国内

(ア) 公開シンポジウム等の企画・運営

(i) シンポジウム等の内容に係る企画提案

企画にあたっては、下記の観点を盛り込んだ内容とすること。最終的な決定は文化庁と協議の上、行うこと。

- ・文化遺産保護の分野における協力・交流をテーマとすること
- ・交流の節目となる年に実施するにふさわしい内容とすること
- ・これまで日本と対象国／地域との間での協力・交流に実際に携わってきた両国の主要な研究者等を派遣、招聘して実施すること

- (ii) 会場選定・確保
- (iii) 講演者等の選定
- (iv) 招聘に係る事務（移動手段、宿泊先の確保、旅費・謝金等の支給等）の実施
- (v) 上記以外にシンポジウム等の企画・運営に必要な業務

(イ) シンポジウム等の当日の運営

- (i) 参加者、プレス等の対応を行う受付の設置
- (ii) 必要に応じて、英語（場合によっては、他言語等）
⇔日本語の通訳の設置
- (iii) エクスカーション等へのアテンド
- (iv) 上記以外に当日の運営として必要な業務

② シンポジウム等の記録集の作成

記録集を100部作成し、日本及び対象国を始め関係者に送付する。また、記録集5部及び電子データを文化庁に納品する。

(3) 委託項目

- ① 本事業に係る計画の立案・実施・運営に関すること。
- ② 本事業に係る報告・分析・提案に関すること。
- ③ 上記①及び②に係る詳細な報告書等の作成・提出に関すること。

3. 事業報告

- (1) 文化庁に適宜報告するとともに、報告書を提出すること。
- (2) 報告書は「文化庁委託業務実施要領」及び契約書に従って作成すること。

4. 著作権、成果物等の取扱い

- (1) 本事業の実施にあたり発生した著作権、成果物等については、原則として文化庁に帰属するものとする。具体的には、文化庁との協議の上、契約書において定めることとする。
- (2) 本事業の実施にあたっては、著作権、成果物等の保護に十分配慮するものとする。

5. 成果物

報告書・・・5部

- ※報告書には理解しやすい図、表等も盛り込むこと。
- ※電子媒体によっても納品するものとする。

6. 成果物の納入期限・場所

- (1) 納入期限 令和2年3月下旬
- (2) 納入場所 〒100-8959
東京都千代田区霞が関3-2-2
文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室

7. その他

- (1) 検収は文化庁が行う。
- (2) 本事業について即時説明のできる体制を整えること。
- (3) 当事業のすべてを再委託することはできない。当該事業の一部を再委託する場合、再委託先との明確な責任と役割を示すことができ、適切に遂行できる企業等を選定すること。
- (4) 契約事務は、会計法等、国の予算執行にかかる諸法令に基づき、文化庁が行う。
- (5) 仕様書に定めのない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、「国際文化交流・協力推進事業実施要項」、「文化庁委託業務実施要領」、契約書及び担当官の指示に従うこと。

以上